

令和7年度 補正予算説明資料
(1月19日専決処分)



大台町

《目次》

1 補正予算の要旨	・・・・・・・・	3
2 補正予算の規模	・・・・・・・・	3
3 会計別の主な内容	・・・・・・・・	4
4 事業説明資料		
(1) 総務課	・・・・・・・・	5

《留意事項》

ページ番号は、議会 I C T 推進のための「会議システム」の都合、3 ページから始まります。

1 補正予算の要旨

今回の補正予算は、第 51 回衆議院議員総選挙及び第 27 回最高裁判所裁判官国民審査が執行される見込みとなったことから、所要の措置を講じるものです。

なお、当該補正予算の編成が必要となった時点（1 月 19 日）では、臨時会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分を行います。

2 補正予算の規模

（単位：千円、％）

会計名称		予算現計 A	補正額 B	補正後累計 C	増減率 B/A
一般会計		8,817,103	11,840	8,828,943	0.1
特別 会計	国民健康保険事業特別会計	1,195,692	—	1,195,692	—
	介護保険事業特別会計	1,739,338	—	1,739,338	—
	後期高齢者医療事業特別会計	360,311	—	360,311	—
	小計	3,295,341	—	3,295,341	—
企業 会計	水道事業会計	833,104	—	833,104	—
	生活排水処理事業会計	556,233	—	556,233	—
	小計	1,389,337	—	1,389,337	—
合計		13,501,781	11,840	13,513,621	0.1

※水道事業会計及び生活排水処理事業会計は、収益的支出と資本的支出の合計を計上しています。

※補正がない会計（補正総額がゼロを除く）は、「—」で表記しています。

3 会計別の主な内容

一般会計

■歳入

(1) 県支出金 11,840千円

衆議院議員選挙執行経費の財源として、衆議院議員選挙委託金 11,840 千円を増額補正します。

■歳出

(1) 総務費【項：選挙費】 11,840千円

衆議院議員選挙執行経費において、投票管理者等の報酬 1,794 千円、選挙事務に係る職員手当等 5,302 千円、選挙掲示板設置業務などの委託料 1,831 千円など、事業全体で 11,840 千円を増額補正します。

款	2款 総務費	事業名称	衆議院議員選挙執行経費		
項	4項 選挙費	担当課	総務課	区分	新規
目	6目 衆議院議員選挙費	総合計画	該当無し		
事業説明	第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の執行に必要な経費を措置しています。		特記事項	➤選挙人名簿登録者数 R7.12 7,019人	
主な補正予算(概要)	➤報酬 1,794千円 (投票管理者、投票立会人、開票管理者等) ➤職員手当等 5,302千円 (時間外勤務手当、管理職特別勤務手当) ➤委託料 1,831千円 (選挙掲示板設置業務委託料、選挙作業電算委託料等) ➤使用料及び賃借料 1,280千円 (選挙掲示板借上料、開票機器借上料、備品借上料等)				
補正理由	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が執行される見込みとなったことから執行に必要な経費を補正します。				

(単位：千円)

予算現額 A	補正額 B	補正後 予算額 C = A + B	増減率 (%) B / A
0	11,840	11,840	皆増

Bの財源内訳				
国庫支出金	県支出金	町債	その他	一般財源
0	11,840	0	0	0

主な特定財源 (上位5番まで)		
財源区分	科目名称	金額
県支出金	衆議院議員選挙委託金	11,840